



STOP THE 暴力

配偶者からの暴力で悩んでいる方へ

内閣府 男女共同参画局

『手に手をとって考えよう 男女がともに息づくまちはりま』

配偶者暴力防止法が改正されました。保護命令の対象を、子どもや離婚した元配偶者まで拡大するとともに、退去命令の期間を2ヵ月に延長することなどを柱とした改正法が成立し、平成16年12月2日に施行されました。

改正の主な内容

1. 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
2. 保護命令制度の拡充
 - ① 離婚後も暴力が続く場合、元配偶者も対象とする。
 - ② 被害者と同居する未成年の子どもも接近禁止命令の対象とする。
 - ③ 退去命令の期間を2ヵ月に延長。
 - ④ 退去命令についても再度の申し立てを可能とする。
3. 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施が可能
4. 基本方針および基本計画の策定
5. 被害者の自立支援の明確化など
6. 警察本部長などの援助
7. 苦情の適切かつ迅速な処理
8. 国籍、障害の有無などを問わない人権の尊重

詳しくは、
兵庫県県民政策部地域協働局
男女家庭課 男女共同参画係
☎078 (362) 3160

または
企画調整課
☎0794 (35) 0356
地域福祉課
☎0794 (35) 2361

保護命令には「接近禁止命令」と「退去命令」

・被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受ける恐れが大きいときに、裁判所が被害者からの申し立てにより、加害者（事実婚の者および元配偶者を含む）に対し発する命令です。

・命令に違反すれば、1年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。

潜在する被害

配偶者からの暴力については、被害が潜在しやすくなっています。「配偶者等からの暴力に関する調査」（参照左グラフ）においても、配偶者などからの身体的な暴行、心理的脅迫、性的強要といった行為を受けた女性のうち、被害を公的な機関に相談している者の割合はそれぞれ低くなっており、関係機関によって被害実態が把握されておらず、被害が潜在している状況が明らかになっていきます。

配偶者暴力防止法を知っていますか？

男女が社会の対等なパートナーとして、様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないと認識が必要です。

平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆる「配偶者暴力防止法」が制定されました。

しかし、この法律では対応できない事例が多くあるため、平成16年12月2日に改正法が施行されました。

「配偶者暴力防止法」とは、どのような法律で、今回、何が改正されたのでしょうか。

法律の対象となるのは「配偶者からの暴力」

主なものを見てみましょう。太字の部分が今回改正された点です。

・「配偶者」は、男性、女性の別を問わず、婚姻の届け出をしていないいわゆる「事実婚」や離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む）も、引き続き暴力を受ける場合（元配偶者）も含まれます。

・「暴力」は身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的・性的暴力）を指します。なお、保護命令に関する規定などについては、身体に対する暴力のみを対象としています。

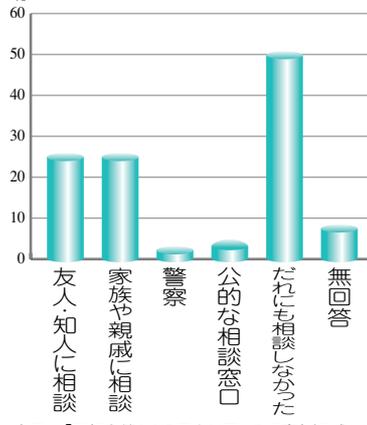
「接近禁止命令」

加害者に、被害者（被害者と同居している未成年の子についても可能）の身近へのつきまといなどを6ヵ月間禁止しているもの。再度の申し立ても可能。

「退去命令」

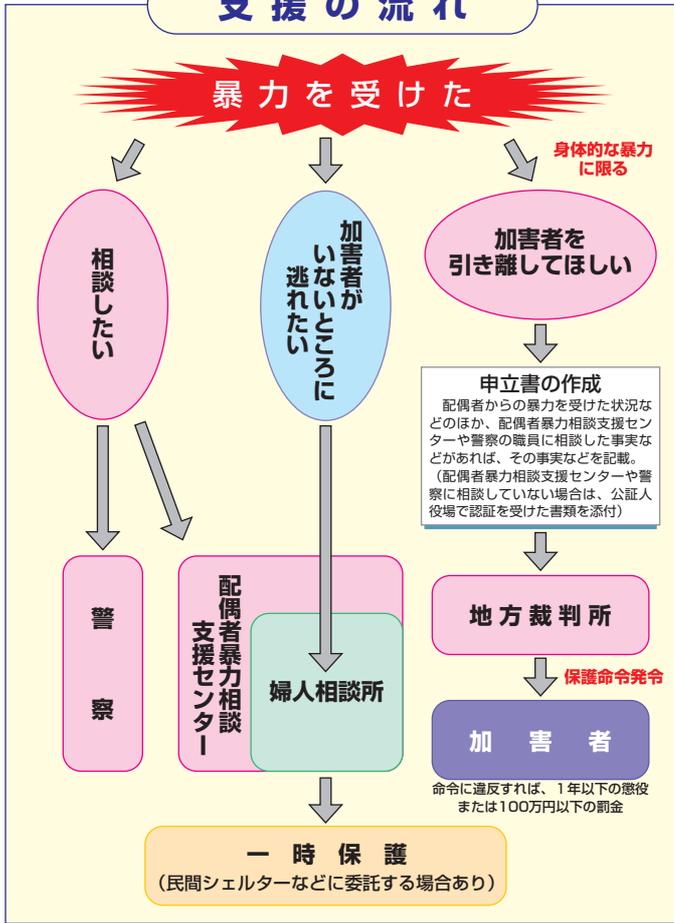
加害者に、2ヵ月間、住居からの退去を命ずるもの。再度の申し立ても可能。

配偶者暴力の相談先



内閣府「配偶者等からの暴力に関する調査」（平成14年）

支援の流れ



配偶者暴力相談支援センター

都道府県が、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談センターの機能を果たしています。また市町村も自らが設置する適切な施設において、支援センターの機能を果たすことができるようになりました。

①恐怖感 被害者は、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖感から、家を出る決心がつかない。

②無力感 被害者は暴力を振るわれることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥る。

③複雑な心理 「暴力を振るうのは私を愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっている。

④経済的問題 夫の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え、逃げるできない。

なぜ逃げるできないのか

配偶者からの暴力に悩んでいる方へ

⑤子どもの問題 子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気に掛かり、逃げることに踏み切れない。

⑥失うもの 夫から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた社会的基盤を失ったりする。

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等などの実現に向けた取り組みが行われています。この度の、法律改正や市町村をはじめとする様々な機関が支援するしくみを整えています。

一人で悩んでいないで、相談してください。



女性・男性・子育てのための相談窓口

機関	問い合わせ先	内容	電話番号
播磨町	企画調整課	男女共同参画に関すること	0794(35)0356
	地域福祉課	母子家庭相談・DVなど	0794(35)2361
	中央公民館	女性法律相談	0794(37)6980
	子育て学習センター	子育て相談	0794(37)4188
	子育て支援センター		078(944)0717
兵庫県立男女共同参画センターイブ	なやみ相談	女性が抱える様々な悩みや問題の解決に向けてのサポート	078(360)8551
	女性のための心身(こころ)の相談	家庭や職場での人間関係や子育て、介護など日ごろの生活の中でのストレスから心身の不調を訴える女性のための相談	078(360)8554
	女性労働特別相談	賃金、育児・介護休業などの労働条件の問題をはじめ、解雇のトラブル、セクシャルハラスメントの問題など、働く女性の問題についての相談	078(360)8554
	男性問題相談	家庭問題、職場での人間関係などで悩んでいる男性や新しい生き方を模索している男性のための相談	078(360)8553
兵庫県立女性相談センター	女性問題相談	DV(夫・恋人など身近な人からの肉体的精神的暴力のこと)などに関して	078(736)0100

機関	問い合わせ先	内容	電話番号
東播磨県民局	女性問題相談	女性に関する問題の解決および社会参画の支援全般	0794(21)1101(代)内線603
兵庫県警	兵庫県警レディースサポートライン	性犯罪被害に関して	078(351)0110
	ストーカー相談	ストーカー被害について	078(371)7830
神戸地方法務局、兵庫県人権擁護委員連合会	女性の人権ホットライン	女性の人権に関して	078(393)0339
兵庫県労働局雇用均等室	兵庫県労働局雇用均等室	男女雇用機会均等法、育児・介護休業制度に関して	078(367)0820
財21世紀職業財団	フリー・フリー・フリー	仕事と育児・介護の両立支援 育児、介護等に関する各種サービスについて	078(794)2020
県立こどもの館	こどもの館(幼児教育センター)	幼児教育(子育て)相談	0792(66)4133
兵庫県児童課	子育てゆとり創造センター	子育て相談・支援	078(362)3198
兵庫県保育協会	すくすくアドバイザー	子育て相談	078(242)4623